

○天理市観光物産センター条例施行規則

平成24年7月31日規則第22号

改正

平成28年9月30日規則第35号

令和元年6月28日規則第26号

天理市観光物産センター条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、天理市観光物産センター条例（平成24年6月天理市条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開館時間及び休館日）

第2条 天理市観光物産センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

2 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休館することができる。

（1）毎月第2火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い祝日でない日）

（2）12月29日から翌年の1月3日までの日

（遵守事項）

第3条 センターに入館した者は、次の事項を守らなければならない。

（1）館内で喫煙し、又は火気を使用しないこと。

（2）センターを不潔にしないこと。

（3）騒音を発生し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

（4）施設、設備、展示物等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を施設の管理者に届け出て、その指示に従うこと。

（5）その他施設の管理者の指示に従うこと。

（その他）

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成24年9月1日から施行する。

（天理市観光案内所規則の廃止）

2 天理市観光案内所規則（平成11年5月天理市規則第25号）は、廃止する。

（天理市事務分掌規則の一部改正）

3 天理市事務分掌規則（平成9年3月天理市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第25条商工振興係の項に次の1号を加える。

（11）観光物産センターに関すること。

附 則（平成28年9月30日規則第35号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日規則第26号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。